

## 淀川部会中間とりまとめ（案）

### ・とりまとめ状況

- ・現在、下記のスケジュールでとりまとめを進める予定です。
- ・P3以降の中間とりまとめ（案）は、部会および作業部会の検討内容について報告するための、途中の段階のものであります。部会長の確認前の内容であり、部会や作業部会で審議され、合意された（案）ではありません。

### <これまでの中間とりまとめの検討経緯>

- 2 / 5 第12回部会で、中間とりまとめの進め方、作業部会メンバーを決定
- 2 / 12 第1回作業部会
- 3 / 1 第2回作業部会
- 3 / 14 第13回部会にて、作業部会から検討経過を部会に報告、その後意見交換。
- ~ 3 / 25 各委員から中間とりまとめ案についての意見を募集

### <今後のスケジュール>

- 4 / 1 3 / 30 委員会議論をもとに、第3回作業部会にて本とりまとめ案を修正
- 4 / 5 第14回部会にて最終的な議論を行う。  
部会終了後、第4回作業部会を開催。
- ~ 4 / 10 部会での議論を受けて修正
- 4 / 11 合同勉強会にて発表し、委員会および他部会委員より意見を頂く。  
勉強会后、部会での対応を協議予定。
- 4 / 12 ~ 合同勉強会での議論や部会委員からの意見を受けて修正し、最終とりまとめを行う。
- 4 / 26 第10回委員会（中間とりまとめ）へ報告

### ・本中間とりまとめについての方針

本中間とりまとめは、以下のような方針に基づき行っています。

目次構成のうち、1.現状と課題、問題点、2.流域整備の変革の理念などの流域に共通する部分については、できるだけ委員会の中間とりまとめの結果を要約・整理するなどして活用する。それらに、淀川部会に固有のもの、協調すべき部分等について追加する。

中間とりまとめについては、「治水・防災」「利水・利用」「環境」等の具体的な整備の方向性を中心にまとめる。

「環境」の整備の方向性等については、本部会が対象とする地域の河川環境整備についてまとめたものである資料5「自然豊かな淀川を目指して」の内容を活用する。

### Ⅲ. 淀川部会中間とりまとめ（案）

#### <目次構成・案>

中間とりまとめにあたって

#### 1. 現状と課題・問題点

1-1 淀川水系委員会淀川部会で取り扱う範囲

1-2 淀川水系の特性

1-3 淀川水系の課題・問題点

#### 2. 流域整備の変革の理念

2-1 川づくりの基本的な考え方の変革

2-2 計画・施策の考え方等の変革

#### 3. 整備計画の基本的な視点

3-1 全般的な視点

3-2 整備計画の方向性

#### 4. 計画策定、推進のあり方

4-1 計画策定にあたって

4-2 計画推進にあたって

# 1 現状と課題・問題点

## 1 - 1 淀川水系委員会淀川部会で取り扱う範囲

淀川水系流域委員会で取り扱う範囲については、「淀川水系流域委員会 規約 第2条」において、「淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】について意見を述べる」とされている。淀川流域委員会淀川部会の取り扱う範囲は、別図に示すとおりである。しかしながら、河川にあっては、上下流の縦断方向の関係・連続性および堤外から堤内への横断方向の連続性、流入流出する河川との関係を切り離すことは出来ない。こういった点を考慮し、影響あるいは関係があると考えられる場合には、総て検討を加えることとし、その内容について取りまとめ提言していくこととした。ただし、「直轄管理区間外に対する提言」については、淀川水系流域委員会全体に係る問題であり、その取り扱いについて国土交通省との協議等が必要である。



## 1 - 2 淀川水系の特性

淀川水系は世界有数の古代湖である琵琶湖を含む極めて長い歴史のある水系であり、その中で独自の進化をとげた固有種の存在により多様な生物の宝庫となっている。また、古くから人間が住みつき、水系の恵みとその利用により、独特の社会、文化を築いてきた。淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値を持つかけがえのない存在である。

淀川部会が取り扱う、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、淀川本川は淀川水系にあって、夫々、地勢的、歴史的にまた社会的にも独特の特性をもった存在であり、その内容も変化に富んでいる。この特性を、それぞれの河川について、各項目ごとに取りまとめたものを表に示す。なお、本表については、主要な点について纏めたものであり、総ての事項が網羅できていないと思われる。

## 1 - 3 淀川水系の課題・問題点

20 世紀後半の数十年、特に高度成長期以降において、「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」の社会構造・生活様式をもたらし、地球環境問題を引き起こした。

この間に淀川水系では琵琶湖総合開発、上流ダム群の整備、河道改修事業などが行われたが、それらの整備は多くの利得を流域にもたらす一方で、また様々な負の問題を引き起こした。その結果、様々な問題が発生し、その早急な解決が迫られている。

こういった淀川の課題については、治水・利水といった項目ごとに、「淀川全体に共通的な課題」および「淀川各河川の問題点」としてその概要を記述し表にしてしめす。

治水面では、人工的に洪水を調節する一方、河道ではできるだけ速く洪水を流下させることを目的として、河道は掘り下げられ、直線化され、「水路」に変わっていった。その結果、洪水の氾濫の頻度は減少し、一定規模までの洪水に対しては安全性が向上したが、堤防直近まで家屋、資産が増大し、かつ、人々の洪水に対する危機意識の低下を招き、脆弱で高い堤防はかえって破堤時の危険性をより大きくしている。氾濫の頻度が減少するにつれて人々は水害の記憶が薄れ、安全であることを過信し、低平地や堤防の直近に住むという事態を招いた。また、環境面、親水面で川と街・堤内地との連続性が遮断された。木津川・桂川、瀬田川・宇治川、淀川の氾濫域の人口は約 500 万人、資産は約 80 兆円に及ぶが、堤防がない無堤地区や強度の低い砂堤防が存在するなどの問題を抱えている。また、下流域では地下街が発達しており、水害時の防御や避難などの対応が必要となっている。また、木津川、桂川などは狭窄部による上下流問題が存在する。

利水面では、川の中に堰やダムを整備し、どんどんと遠くなる水源から多くの水を街や農地、工場へと導いた。その結果、水道をひねれば清浄な水が豊富に使える便利な生活をもたらし、産業の発展と相まって世界有数の経済地域へと導いた。湯水の頻度は減少し、給水制限など不便を強いられることも少なくなったが、人々の水に対する想いが

薄れ、豊かな水に支えられる生活が当然のことのようになり、大切にありがたく水を使うという節水意識は遠のいた。以前には川を流れていた水は人工の配水管に取り込まれ、下水路を通して川に戻されるなど自然の水循環が変えられ、平常時の水が少なくなる場所や、瀬切れなどの水が無くなる区間が現れた。木津川上流では、治水・利水目的のダムの整備により土砂供給や水位変動の減少が問題となっている。また、桂川などでは農業用水の水利権が多く利用実態に合わせた見直しが迫られている。その他、淀川などでは下水等の排水口と上水の取水口が混在しているなどの問題がある。

利用面では、川は都市に残された数少ない憩いの場、都市空間としての過剰な期待が、無秩序な川の利用を招いた。河川敷は整地され、人工の構造物で覆われた。水面はそれぞれの人間の思いで自らの要望に添う形で“自由”に使用された。この結果、淀川は年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川の形は大きく変えられ、水質の悪化や生物の生息域の減少等を招いている。桂川では不法占拠が多く、淀川では河川敷公園などの利用者が多くそれらのニーズと自然の回復のバランスが課題となっている。

環境面では、直線化された河道、コンクリートで固められた護岸など、人工的な構造に変えられた川からは、河川の瀬や淵、なだらかな水際帯、変化に富んだ川原が激減した。また、自然の脈動を感じさせる水位の変化が失われていった。堰やダムが魚の遡上を阻み縦断方向の連続性を減少させ、過度にコントロールされた水位は河川敷の出水時に冠水する面積を大きく減少させた。これらは水質や底質の悪化と相まって、琵琶湖・淀川水系の生物にとっての環境を大きく悪化させた。「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」のライフスタイルは汚濁物質を安易に川に流すという状況を作り出し、水質の悪化を招いただけでなく、川を汚水を海へ流し込む“排水路”へと変えた。木津川では下流域よりもむしろ上流域で開発に伴う水質の汚濁が進んでおり、ダム、堰等により魚の遡上の面で連続性が阻害されている。また、下流域などでは自然の減少による生物の生息域の減少や高水敷の冠水頻度の減少などによる環境の変化が起こっている。

さらには、多くの和歌に詠まれ、物語の舞台として語り継がれた河川の文化は大きく変質し、安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど消えかけている。淀川水系の持つ豊かで多面的な価値は、地域社会に活力を与え続けてきたが、今、その源となる川の姿が失われようとしている。

数千年にわたり、ゆっくりと築き上げた人と川とのかかわりを、人間はここ数十年の間に急変させ、川の姿を大きく変えてきた。川を中心とする自然の一員としての人間の立場を忘れ、川を制御できると過信し、多くの恵みを育む水を川から奪い、川を人間と一体となった自然と見なそうとしなかった。その結果、淀川水系が持つ多様な価値が大きく損なわれてきている。

( 以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理し、淀川部会での記述をする予定 )

## 淀川の特長

◆淀川の特長:人と川との長い歴史と文化を育んできた河川。他の河川との全く違う独特な河川

	地勢的特性	歴史的特性	社会的特性	環境的特性	暮らしと文化的特性
淀川流域全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖という大湖沼と一体となった河川</li> <li>淀川三川合流</li> <li>気候、地形等異なる川が集まっており、出水に季節差、時間差がある</li> <li>大阪湾への連続性あるも分断</li> <li>天ヶ瀬ダム、淀川大堰、瀬田川洗堰による水位調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界有数の古代湖琵琶湖</li> <li>上下流問題</li> <li>日本の川づくりの原点(石田の堤、難波の堀江)</li> <li>都が長期間存在、古墳など、遺跡が多数存在。各年代に首都が流域各地に置かれた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河口部で大都市を遷流する稀な大河川</li> <li>日本の社会経済文化を支えてきた地域</li> <li>産業、人口の一大集積地。縦横に張り巡らされた交通網、人口密集地(1400万人)、地下街を抱える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固有種の存在(琵琶湖・淀川のかつての連続性)</li> <li>堤外地の樹林</li> <li>人為的な調整によって水量が安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水に関連する祭り</li> <li>歴史・文化・芸術的価値のある景観(欄干、橋梁など)</li> <li>水と暮らしの長いかわり(古代から恵みと災害)</li> </ul>
木津川	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭窄部(岩倉峡)</li> <li>砂河川、本来土砂流出が多い</li> <li>平常時流量、過去最大流量データ</li> <li>高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、川上ダム計画</li> <li>他水系(大和川)に送水。奈良市水道</li> <li>室生火山群、赤目四十八滝(青蓮寺川)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀地方独特の歴史・文化(芭蕉等)</li> <li>舟運</li> <li>筏による材木搬出</li> <li>忍者</li> <li>デレーケ師による治山・治水</li> <li>東大寺荘園、伊勢神宮領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流域の都市開発の急速な進展による急激な人口増加</li> <li>漁業</li> <li>極限までの水源開発、上流ダム群と高山ダム</li> <li>ゴルフ場多数</li> <li>森林の荒廃</li> <li>水田減少</li> <li>茶の産地</li> <li>無堤地あり</li> <li>漁業権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流から汚れている水質</li> <li>オオサンショウウオ等、貴重な生物</li> <li>上流ダム群の存在</li> <li>河畔林</li> <li>砂河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部の文化圏との混在</li> <li>漁業権</li> <li>俳聖 松尾芭蕉</li> <li>太平記(笠置)</li> <li>街道(歴史) 初瀬、大和、伊勢本街道</li> <li>木津川舟運:過書船、淀二十石船、伏見船</li> <li>奈良朝寺院建築の木材運搬</li> </ul>
瀬田川、宇治川	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿跳の狭窄部、大峡谷</li> <li>勾配が少ない</li> <li>平常時流量、過去最大流量データ</li> <li>天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰</li> <li>大戸川ダム計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巨椋池の干拓</li> <li>軍事的要衝(宇治橋)、戦跡</li> <li>土砂災害。田上山、かば田山等</li> <li>舟運</li> <li>筏流し</li> <li>デレーケ師による治山・治水</li> <li>天ヶ瀬ダム発電(日本初)</li> <li>琵琶湖疎水</li> <li>東海道</li> <li>宇治川の合戦(源平)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗堰、天ヶ瀬ダム、大戸川</li> <li>漁業権</li> <li>天ヶ瀬ダム発電(日本初)</li> <li>茶の産地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断方向の不連続</li> <li>固有種</li> <li>ヨシ原の存在(向島地区)</li> <li>京都市石田処理場(排水量0,78t/s)、京都府洛南浄化センター(1.5t/s)などから京都市、京都府の下水が大量に流入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産</li> <li>紫式部 源氏物語</li> <li>平等院(高床構造)、洪水を想定</li> <li>名橋(観月橋、瀬田唐橋)</li> <li>漁業権</li> </ul>
桂川	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭窄部(保津峡)</li> <li>上流部に急峻な溪流</li> <li>平常時流量、過去最大流量データ</li> <li>日吉ダム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古くからの灌漑</li> <li>角倉了以の大堰川浚渫、高瀬川開削</li> <li>古都京都</li> <li>筏流し</li> <li>長岡京</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業との結びつき(多数の堰、農業用水等)</li> <li>河川敷の不法占用多数</li> <li>漁業権</li> <li>森林</li> <li>淀川流水保全水路をどうする?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の堰の存在</li> <li>京都市鳥羽処理場(排水量8.21t/s)、京都府洛西浄化センター(1.5t/s)などから京都市、京都府の下水が大量に流入、淀川汚濁の主因</li> <li>アユモドキが棲息できる環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂離宮(高床構造) 洪水を想定</li> <li>嵐山 石橋(渡月橋)</li> <li>漁業権</li> <li>嵯峨日記(大井川)</li> </ul>
淀川本川	<ul style="list-style-type: none"> <li>淀川氾濫原が高度に都市化された流域</li> <li>瀬田洗堰や天ヶ瀬ダムなどにより水位が管理され流量の変動が少ない、濁水流量が豊富</li> <li>汽水域(河口~淀川大堰)、湛水域(枚方大堰~枚方大橋)、流水域(枚方大橋~三川合流点)</li> <li>平常時流量、過去最大流量データ</li> <li>淀川大堰</li> <li>下水処理場放流と上水取水口の混在(複数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古くから舟運、水路</li> <li>日本書紀、仁徳天皇「難波の堀江」、「茨田堤」</li> <li>豊臣秀吉の太閤堤(伏見)、文禄堤(枚方~長柄)</li> <li>水害の歴史</li> <li>大和川の付け替え</li> <li>御雇外国人技師による河川改修</li> <li>天下の台所 東洋のマンチェスター</li> <li>古代河内湯</li> <li>難波宮</li> <li>淀川本流右岸「西国街道」、左岸「京街道」、木津川沿い「木津路」</li> <li>永禄6年の大洪水(死者16000人)河内</li> <li>西淀川公害訴訟</li> <li>大東水害訴訟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水、工水、農水、発電の供給源</li> <li>河川敷公園利用者が多い</li> <li>上流部に大都市京都を抱え、鴨川などで流域として密接なつながりがある。</li> <li>下水処理場放流と上水取水口の混在(複数)</li> <li>漁業権なし</li> <li>交通の要衝(大山崎地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヨシ原の存在(鶴殿、豊里、中津地区)</li> <li>干潟、ワンドの存在</li> <li>イタセンパラが棲息できる環境</li> <li>下水処理場放流と上水取水口の混在(複数) 左岸に6カ所、右岸に3カ所の上水取水口が存在。</li> <li>水質汚濁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文学の素材</li> <li>八百八橋、水都</li> <li>文楽 上方芸能</li> <li>与謝野蕪村</li> <li>井原西鶴</li> <li>十返舎一九「東海道膝栗毛」・鴻池、住友、三井等の大阪商人の台頭</li> <li>三十石船(伏見~大坂)</li> <li>くらわんか船(茶船)</li> </ul>

淀川各河川の問題点

	全体的課題	治水	利水	利用	環境
淀川流域全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川行政が分断されており、総合的な視野で河川管理を行うシステムになっていない。</li> <li>川、水に対する人々の意識の低下</li> <li>川の自然と触れ合う機会の低下</li> <li>経済性、採算性への配慮が欠けている（不要な公共事業の抑制）</li> <li>行政の財政難</li> <li>生活様式の変容</li> <li>河川整備と土地利用との整合がとれていない</li> <li>地域の危険度が認知できていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の都市化の進展(人口・資産の増加)に伴う人的・物的被害の増大</li> <li>水路として洪水を早く海に流す管理のあり方</li> <li>堤防直近の宅地化が急激に進んだ</li> <li>脆弱な堤防の存在、上流部に依然として堤防未整備区間（堤防がない、高さが不十分等）がある。</li> <li>狭窄部における上下流問題を抱えている。</li> <li>氾濫時に下流都市部の地下街への浸水の危険がある。</li> <li>河川の改修、改善に関する制約が多い（用地確保難、ダムに適地が少ない）</li> <li>水防組織の弱体化、高齢者</li> <li>防災意識の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過大な水需要を前提とした水資源開発は、環境保全、経済性の考慮などの現状にそぐわない。</li> <li>農業用水の取水実態など、流域全体の水需給状況が不明確</li> <li>水需要予測の根拠の曖昧さ。予測の論拠が不明確。事業者の要望を積み上げて水資源開発計画を進めている。</li> <li>水資源の限界、人々の節水行動、節水技術を想定せずに需要追従の予測している</li> <li>水需給について総合的に調整、判断できるシステムになっていない。</li> <li>水資源の限界、節水を意識しない「水を使いたいだけ使う」水利用</li> <li>地球環境問題の影響、近年の少雨傾向などによる水の供給能力の不安定化の懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度の都市的利用による川本来の機能の低下（生き物の住む場所の減少）</li> <li>泳げない、遊べない川の形・水質</li> <li>不法占有、不法耕作</li> <li>河川敷の人工的利用が進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の減少</li> <li>外来種の増加</li> <li>河道掘削・河川形状固定により、低水路と高水敷に完全に分離・固定され、自然に変動する水際・水辺が減少し、淀川固有の生態系が失われつつある。</li> <li>依然として水質が悪い。特に底質が悪い。</li> <li>河川敷のゴルフ場、運動場等の利用が進み、河川としての自然が失われている。</li> <li>河川内の縦方向が不連続（堰等で分断されている）であり、魚類・水棲動物の上流への遡上が阻まれている。</li> </ul>
木津川	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数のダムの存在（土砂供給等の問題）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度の低い砂堤防の存在、無堤地帯が存在</li> <li>狭窄部の上下流問題（岩倉峡）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流部での水質汚濁が進行</li> <li>上流部のダムの影響により、土砂供給の減少や水位の変動が減少する、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャンプ場等での利用マナーの低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発に伴い、上流域での水質汚濁が進行</li> <li>ダム、堰等で連続性が阻害</li> </ul>
瀬田川・宇治川	<ul style="list-style-type: none"> <li>木津川のバックウォーターの影響等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流下能力最小地点（塔の島地区）が存在</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>観光（平等院等）と治水の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚の遡上、流下についての琵琶湖との不連続</li> </ul>
桂川		<ul style="list-style-type: none"> <li>狭窄部における上下流問題（保津峡）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用水の水利権が多く、利用実態に合わせた見直しが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光（嵐山、保津川下り等）と治水の問題</li> <li>不法占拠、不法工作物、不法耕作が多い</li> </ul>	
淀川本川 （3川合流地点以下）	<ul style="list-style-type: none"> <li>流路の固定化</li> <li>河床低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等への対応</li> <li>氾濫域での人口、資産の集積が進み水害時のポテンシャルが増加した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水等の排水口と上水の取水口が混在している。繰り返し利用の問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川敷の都市的利用が増加（都市的利用のニーズと自然の回復とのバランスが課題）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の減少に伴う生物の生息域が減少</li> <li>水位変動の減少に伴う高水敷きの陸域化</li> <li>堰・ダムなどにより不連続化が進み魚の遡上などに問題</li> </ul>

## 2 . 流域整備の変革の理念

これまでの治水、利水・利用を主目的に進められてきた河川整備のあり方や河川をとりまく社会・くらしの大きな変化によって、人と川との関わり、川の姿はこの数十年で大きく変化した。その結果、前項で述べたように、治水、利水、利用、環境すべての面において問題が生じている。特に河川の環境については、水量、水質、川の形状、生物の生息、水の連続性などあらゆる面で本来の川らしさが失われており、生物の存在のみならず人間の生存基盤さえ危機的な状況に至っている。

このような危機的な状況を踏まえ、今、我々は、ここ数十年の治水や水資源開発、河川管理のあり方を根本的に転換すべき時期を迎えている。川本来の姿を思い起こし、今までのような人間中心の考え方を換え、川との付き合い方を変えていくべきである。それにより、現在までに失われた淀川水系の多様な価値を回復し、保全していくとともに、自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。

### 2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革

#### 川と人とのかかわりの変革

- ・人の生活の利便性や効率のために、「川を制御し、拘束する」という考え方から、川が持つ自然の変化（リズム、変動、動き）を尊重し、共生する考え方へ
- ・水を速く流す、汚れを流すための、人間中心の人工的な空間としての存在から、人間を含めた生物・生態系の総体として流域全体の財産へ

#### 人の意識の変革

- ・自らのくらしと河川が切り離されていた意識から、「我慢しない生活や危険を考えずにすむ生活が、河川環境の破壊につながっている」という認識
- ・水を使いたいだけ使い、使い捨ててきた暮らし・文化から、水を有限で捨てさることのできない貴重な資源として考える暮らし・文化へ

#### 水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した川づくりへの変革

- ・どの場所にも同じ手法や基準を当てはめるのではなく、広大な流域のそれぞれの地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間に培われてきた歴史的な経緯などを踏まえた整備へ
- ・物理的、心理的に河川から切り離された地域から、地域の風土・文化が川・湖と結びついている地域へ

#### 総合的な判断に基づいた川づくりへの変革

- ・治水、利水、環境といった個々の視点から考えるのではなく、川を人、生物、水などを含めた総体として捉え、その多面的な価値、水系の持つ地理的、歴史・文化的特性



を尊重した総合的判断にもとづく川づくりへ

- ・ 短期的な人間の利用の視点からのみ考えていた川づくりを、河川の持つ多様な価値、役割、恵みを尊重し、長期的な影響や目的を十分に考えた川づくりへ

( 以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理する予定 )

## 2 - 2 計画・施策の考え方等の変革

### ( 1 ) 全体的事項

- 土砂運搬・河床変動のある変化に富んだ川へ

過度にコントロールされた川から、蛇行しながら浸食と堆積を繰り返し、複雑で変化に富んだ地形を形成する自然な土砂の運搬や河床変動のある川の復元を、治水とのバランスを図りながら行っていく。

### ( 2 ) 治水・防災

- 水害を防止することには限界があることの認識 ( 安全神話からの脱却 )

自然の猛威は避けられないものであり、人間が防ぎきれない水害が発生することを認識しなければならない。また、堤防を強化しても絶対に壊れない堤防を作り上げるのは不可能である。従って、水害を防止することには限界があることを認識し、そのことを流域全体に周知すべきである。

- 浸水の危険度等の情報公開・周知・説明の徹底と危機管理の充実

上記の考えに基づき、居住地ごとの危険度等の情報を住民に周知・説明し、十分に認識してもらうなど情報の公開を徹底する。また、「災害防止」だけでなく「減災対策」「復旧対応」にも重点を置き対応し、水害に関する危機管理の充実を行っていくべきである。

### ( 3 ) 利水

- 水が有限であること、単なる資源でないことの認識を持つべき

従来のように需要に応じて際限なく水資源の開発を行うのではなく、水は有限であることを認識し、水が人間の便利な生活のためだけの単なる資源ではなく生物も含めた流域全体の共有の財産であるとの認識を持つべき。

- 水供給管理から水需給管理へ

上記の考えに基づき、水を供給する管理ではなく、水の使い方の再検討や節水行動の喚起などを含めた流域全体における水の需要の管理も含めた対応を行う。

### ( 4 ) 利用

- 川へ人を集めることを促進するのか、抑制するのか：部会での要検討事項

## ( 5 ) 環境

### ■ 水と土砂の健全なシステムの保全・回復

川の自然は、水と土砂が形成していくこと基本としてそれらが実現できるように、河川の水と土砂の健全なシステムの保全・回復を行うことが基本である。このため、人工的・固定的・不連続な河川から自然的・変動のある・連続的な河川への転換を図っていく。

### 3 . 整備計画の基本的な視点

#### 3 - 1 全般的な視点

##### ( 1 ) 流域全体を視野にいれた検討

- ・ すべてを川に頼り、押し込めてきたこれまでのあり方から、川だけでなく流域全体で対応する方向に転換すべきである。
- ・ 流域を含めた健全な水循環、物質循環を再生することが重要である。
- ・ そのためには、河川へ流入する汚濁負荷の低減、洪水等を視野に入れた土地利用のあり方、流域全体での一貫的土砂管理の検討など、川だけでなく流域を含めたあり方の検討を行うべきである。

##### ( 2 ) 社会的な視点を含めた検討

- ・ 従来の工学的なアプローチに加え、社会的な視点を含めた総合的な対応を検討する。
- ・ 大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、それを促がす河川整備のあり方の検討を行う。
- ・ 法制度、社会的な仕組み等の整備を行う。  
河川に対する意識（危機意識、畏怖の念等）の醸成を図る。

##### ( 3 ) 長期的な視点を含めた検討

- ・ 20～30年の計画期間を中心とした検討から、それぞれの課題に応じた時間軸を設定し、長期的な影響を考慮した河川のあり方を検討すべきである。
- ・ 例えば、生態系、地球環境などの観点からは、影響が表れるのが長期であるものも多く、人間の生存基盤を守ることにつながることから、次世代だけでなく「人類の存在がつづく限り」という長期的視点などを含めるべきである。
- ・ 地球温暖化による気象・水循環の変化を研究し、その変化が確認された場合の計画の見直しのあり方を検討する。また、気候の変動幅が大きくなる可能性を考えた場合には、ある程度余裕を持った計画策定が必要である。
- ・ 社会構造の変化などを考えるにあたって、50年後、100年後を見据えた人口の長期的変動などを視野にいれた計画のあり方の検討、理想的にはどうあるべきかを考えた方向性の検討などを行うべきである。

##### ( 4 ) 計画の進め方の改善

- ・ 住民が知恵を出し、行政がそれを押し進める。
- ・ 計画の策定から実施、フォローアップに至るまで、すべての段階でのコンセンサスを得るための仕組みをつくる。
- ・ 個々の事業の説明だけでなく、計画の全体的な影響の把握と情報の開示（政策アセス、戦略アセスの実施）を行う。

- ・ 順応的管理の導入を行う。
- ・ 省庁・部局間の横断的連携、市町村等との連携を図る。

(※以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理する予定)

### 3-2 整備計画の方向性

#### (1) 治水、利水・利用、環境の考え方

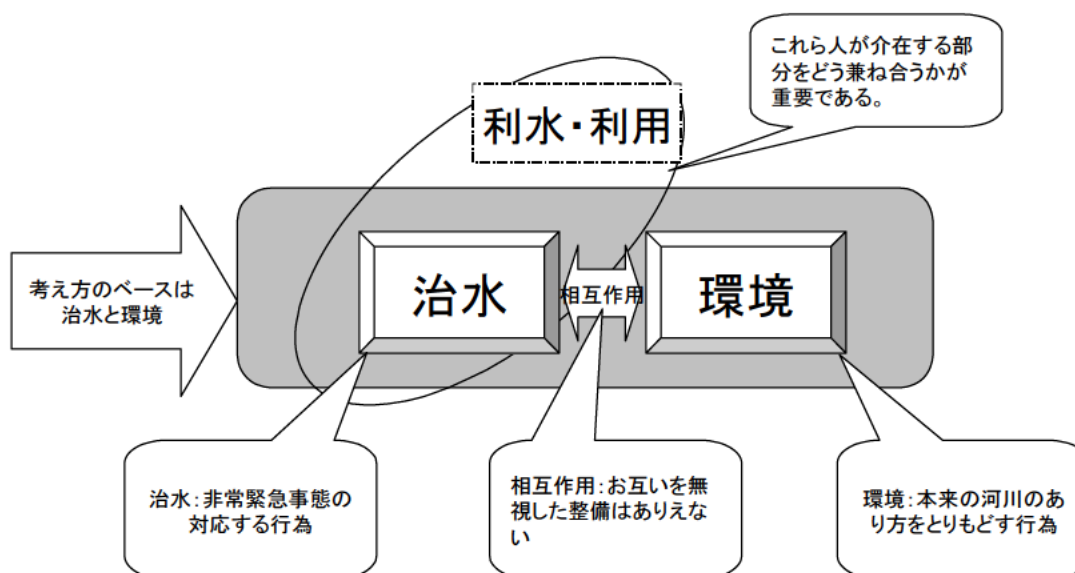
治水、利水・利用、環境の位置づけ、関係性については、以下のような枠組みで考え、整備にあつての考えをまとめている。

考え方のベースとして、人々の生命、財産を守るための「治水」と人々の暮らし、生存の基盤である「環境」を置いている。

河川の整備、管理においては、治水、利水・利用、環境を個別に考えるのではなく、相互に作用するものとして、人と河川環境との関係、すなわち、人と川との関わりをどう考えていくのか、ということ踏まえ、検討し、進める必要がある。

## 治水・利水・環境の枠組みの捉え直し方

- ◆従来の治水・利水・環境の並列的捉え方に代えるべき枠組みは何か？



## (2) 河床変動、土砂運搬

堤外では、堤防に悪影響を与えない範囲で蛇行を許容し、瀬と淵の形成を図る。このため、ダムの堆砂対策として排砂を行う、高水敷きなど河道の横断形状を自然に近い形に戻す、伝統的河川工法を見直しと活用などの対応を行う。

## (3) 治水・防災

### 1) 洪水

#### <基本的な考え方>

- ・ 自然の驚異は避けられないものであり、水害を防止するのは限界がある。まず、このことを社会全体が強く認識すべきであり、広く告知し、説明を徹底する。
- ・ 治水・防災の対応の基本的方針については、「災害防止」の対策に加え、今後は水害が起こった際にはいかに被害を小さくするかといった「減災対策」や災害が起こってから復旧をいかに早めるかといった「復旧対応」にも重点を置き、ハード・ソフト両面から、検討すべきである。
- ・ 災害防止の観点からは、目標流量を決めて堤防をより高く整備していく考え方から、壊滅的な被害を防ぐことを優先に進める考え方に転換すべき。
- ・ その際、破堤回避と浸水対策とを同時に進める。実施にあたっては、場所ごとの緊急性、重要性等（例えば、人命・資産などの被害の大きさ、発生の可能性の高さ、対策金額の大きさ等）に配慮することが重要である。
- ・ 減殺対策の観点からは、水害の危険地帯には住まないなどの土地利用規制などの対策まで検討する。流域自治体や関係省庁などに働きかけ、計画に盛り込むべき。

## 治水の基本的考え方(河川管理者からの問いかけに関する回答)

・ 淀川治水の考え方を、淀川部会で河川管理者から投げかけられた問いに回答する形で以下に示す。

	河川管理者からの問いかけ	淀川部会としての考え方
1 基本的方向	A: 目標規模に対して無害とする(従来型踏襲) B: 規模を前提とせず壊滅的な被害を防ぐ(転換) C: その他	● Bを選択(壊滅的被害の防止)
2 対策の優先度	A: 破堤回避を最優先する B: 破堤回避と浸水対策を同時実施 C: その他	● Bを選択(破堤回避と浸水対策を同時実施)
3 実施場所の優先度	被害場所、深刻度を勘案し、どのような考え方で優先実施場所を評価するのか	● 対策にあたっては場所ごとの緊急性に配慮する。 (継続的検討事項)
4 土地利用の制限	盛り込むべきか否か。 整備計画において、どこまで土地利用の制限、調整について盛り込むのか。	● 土地利用の規制についても盛り込む ● 具体的には河川整備計画において案を作成していただきたい ● 流域自治体・農水省等関係機関に働きかける。

### < 対策の考え方 >

対策の考え方は「まず行うべき」当面の対策と「次いで」行う長期的従来の方法に加えるべき対策に分けて以下のように整理した。

- ・ まず行うべき対策としては、ハード面では破堤回避のための現状の堤防の強化を行う。また、時間のかかるスーパー堤防化についても順次進めていく。また、基本的な考え方の転換を反映したダム運用の見直しや浸水の危険性の高い低平地の買い上げによる遊水池の確保などの施策を取り組み始める。ソフト面では、浸水対策の充実などのために新たな水防体制の構築に加え、ハザードマップによる周知や避難体制の充実などの平常時からの危機対応を行う。また、水害時のライフラインの減災対策、復旧対策を検討する。
- ・ 次いで、河川の中の施設(ダム、堰等)の撤去や改善、必要な箇所には新設を行っていく。また、都市機能と一体となった遊水地の整備(遊水地機能をもった都市公園等)なども行っていく。また、都市計画と整合のとれた河川整備を進めていくため、土地利用の制限とそれに関連する法制度の整備などを行っていく。

## 治水の考え方(対策)

	まず行うべき (当面)	次いで (長期的、従来の方法に加えて)
ハード (施設対応)	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状の堤防の強化</li><li>・スーパー堤防化</li><li>・ダムの運用の見直し</li><li>・土地の買い上げ等による遊水池の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設(ダム、堰……)の撤去、改善、新設</li><li>・遊水地の整備(遊水地機能をもった都市公園等)</li></ul>
ソフト (非施設対応)	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな水防体制の構築(河川レンジャー等)</li><li>・ハザードマップの整備・活用</li><li>・避難体制の充実強化</li><li>・新規立地の制限</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地利用の制限</li><li>・危険地からの移転を可能とする法制度の整備</li></ul>

- 2) 高潮
- 3) 地震・津波
- 4) 土砂災害

(4) 環境

- ・ これまでに損なわれてきた本来の川らしい環境を回復する。「水質・水量・土砂量」の適正化によって、生物・生態系の多様性が確保された、原体験・原風景が得られる川、飲める水・安全な水・泳げる川をめざす。
- ・ 自然の回復においては、「自然が自ら再生できる状態を造る」ことが重要であり、地域や状況によってはそれを人が手伝うことも必要である。

1) 健全な水質・水量・土砂移動の確保

流入対策・排水対策による水質の改善

- ・ 流入対策については、淀川や木津川、桂川などの主要な河川だけでなく、流入する中小河川さらにはそこへ水を排水する農地、森林、市街地なども含めた流入対策・排水対策を行っていく。特に、農業排水、生活排水、下水の排水対策が重要であり、流域全体で対応を検討すべきである。また、木津川・桂川、及びその支川など上流域での水質の改善を図っていく。

水質汚濁原因		対 策
自然系		-
流 入 負 荷	生活排水	ライフスタイルの転換、下水道等整備及び浄化能力UP
	鉱工業排水	規制強化、モニタリング
	農業排水	農薬・肥料の適正使用
	林業排水	管理の適切化
	ゴルフ場等排水	農薬・肥料の適正使用の管理・改善、土地利用規制
	道路排水	合流式下水道 分流式へ 道路排水処理の検討
そ の 他	ダム貯留、	アオコ、赤潮対策
	河川自浄能力低下(本川の河川工法による)	自然再生事業による自浄力UP
	中小河川の浄化対策	

生態系に配慮した水位変動と冠水域、攪乱域の回復

- ・ 中小出水時の自然流下の促進などダム・堰の管理・運用の見直しを行う
- ・ 高水敷きの切り下げなど河川形状による工夫による冠水域、攪乱域の回復

土砂量

- ・ 土砂についても自然のリズムに合わせた供給を図る。そのため、ダムの運用の見直し、堆砂対策を行う。

## 2) 河川の連続性の確保

- ・ 縦断的な生物の移動経路の確保、水域から陸域にかけての横断方向の水辺環境の連続性の確保を行う。森～湖沼・川～海（大阪湾）の連続化をはかる。
- ・ 海のことを十分意識した環境対策（汚濁物質、有害物質を大量に流す洪水時の水質改善：森林保全、農薬使用抑制、流域での浸透の促進）を行う。
- ・ 魚道の設置、ダム・堰堤の改善を行う。

## 3) 淀川の生態系に適する生育・生息環境の整備

- ・ 琵琶湖・淀川に特有の生態系と多様性を維持、回復する。
- ・ 自然の水が作り出す瀬や淵、たまりなどの回復・保全を図る。また、ワンドの保全・復元・創出を行う。また、水質とともに生物の生育・生息にとって重要な低質の保全・回復を行う。
- ・ 淀川大堰下流の汽水域については干潟の保全、水量の再検討、生物に影響を与える水面利用の規制（水上バイク等）などの保全策を検討する。
- ・ 漁業は固有の生態系に十分配慮して行う。
- ・ 本来の河川が持っていた浅瀬の復活などにより、外来種が繁殖しやすい河川環境を改善する。

## 4) 親しみやすい川、学べる川の創出

- ・ 川へのアプローチを改善し、親しむ機会をつくる
- ・ 自己責任に基づく体験学習の仕組みをつくる（川の怖さを知るなど）

## 5) 景観の保全

- ・ 河川らしい景観の復活・創造を進める。
- ・ 河畔林については、景観の保全の面だけでなく、治水への影響（堤外地の河畔林は洪水へ影響がある場合には切る、竹林は越水に対して流速を減少させる等）、生物の生息域・回廊など多様な意味合いを考えて整備の方向を考える。
- ・ 河川に堆積するゴミ対策（不法投棄の防止等）を行う

## 6) 多様な主体が参加する河川モニタリングの実施・継続

- ・ 研究者、市民団体、住民が参加してモニタリングする仕組みをつくる（例えば、モニタリングの施設の設置は河川管理者が、モニタリングは研究者、市民団体、住民などが行うなど）。川の管理、監視を日常的に担う人（河川レンジャーなど）をつくる
- ・ 既存の評価指標や調査方法（頻度、時間帯等）や公開方法の見直しを行う。

## 7) 環境教育の推進

- ・ 環境学習の機会がもてるシステムの構築



## ( 5 ) 利水・利用

### 1 ) 利水

#### 水量の面からの検討

- ・ 利用できる水は有限であり、水は単なる資源ではないことの認識を広く、社会・住民に理解してもらう。
- ・ その認識の上で、適正な水量の確保のため、「水需要管理」「湯水への多様な対応」「水源地の保全」の3つを行う。
- ・ 「水需要管理」では供給主体が個別に行う需要追従型の需要予測を積み上げて流域全体の水資源開発を進めることから、節水型社会や新しい水の使い方の推進も含めた総合的な利水を前提とする、流域全体で水需給をマネジメントするシステムへ転換すべき。
- ・ 水需要管理は、以下の3つにより行う。
  - a. 上水道、工業用水、農業用水などあらゆる水利用の実態を把握し、科学的な手法・論拠に基づき予測を行う。
  - b. 正確な実態と予測に基づき、実態に合っていない水の配分は見直すなど過去の経緯にとらわれず適正な水の配分を行う。水利権の洗い出しと定期的な見直しを行う。
  - c. 上記のプロセスについて情報はすべて公開する。
- ・ 「湯水への多様な対応」については、水の使用量を一人一人が見直すなど節水型社会への移行、雨水の利用や地域での井戸の確保など多様な水源の確保、家庭内での水の再利用などを行うよう啓発、PR活動を行っていく。節水型社会への移行においては節水すれば儲かる仕組み、水利権の縮減がメリットを生む仕組み、分散水源を誘導する制度など経済的・社会的メリットの出る仕組みが重要である。
- ・ 「水源地の保全」では、上流部における森林の保全等の検討を行う。

#### 水質の面からの検討

- ・ 上水の水源としての水質の確保を行う。特に汚濁物質や微量有害物質について流域全体で流入管理が適切に行えるよう、関係者へ要請を行っていく。また、微量有害物質などの管理を行うに当たって、上水としての適切な目標の設定を検討していく。

### 2 ) 利用

これまでの無秩序で際限の無い河川利用が、川本来の機能を弱体化させてしまったことを踏まえ、今後は、「川本来の機能を発揮できる状態に戻す」を基本に、河川環境を活かさないといけないことを、川で無ければできない利用（例えば、水とのふれあい、河原・原っぱなどを利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び（水泳、カヌーなど））を中心として行うこととする。

### 水面利用

水面利用については「水質を汚染しない」「他人に迷惑を掛けない(騒音、ゴミ、事故の危険性、違法駐車等)」「川の生態系を壊さない」こと基本として利用の適正化を図る。

### 高水敷き利用

高水敷きの利用に関しては、「川でしかできないことをする空間」として位置付け、高水敷きに本来あるべきでないものについては、原則として堤内地に返すことを基本とする。なお、グラウンド、運動公園などは、原則として堤内地で確保すべきであるが、多くの市民が利用しており、ニーズも強いことから堤内地での確保が難しい場合などは、当面ゾーニングにより整合をとっていくものとするが、あくまで暫定的に設置を行っているものであることを認識すべきである。

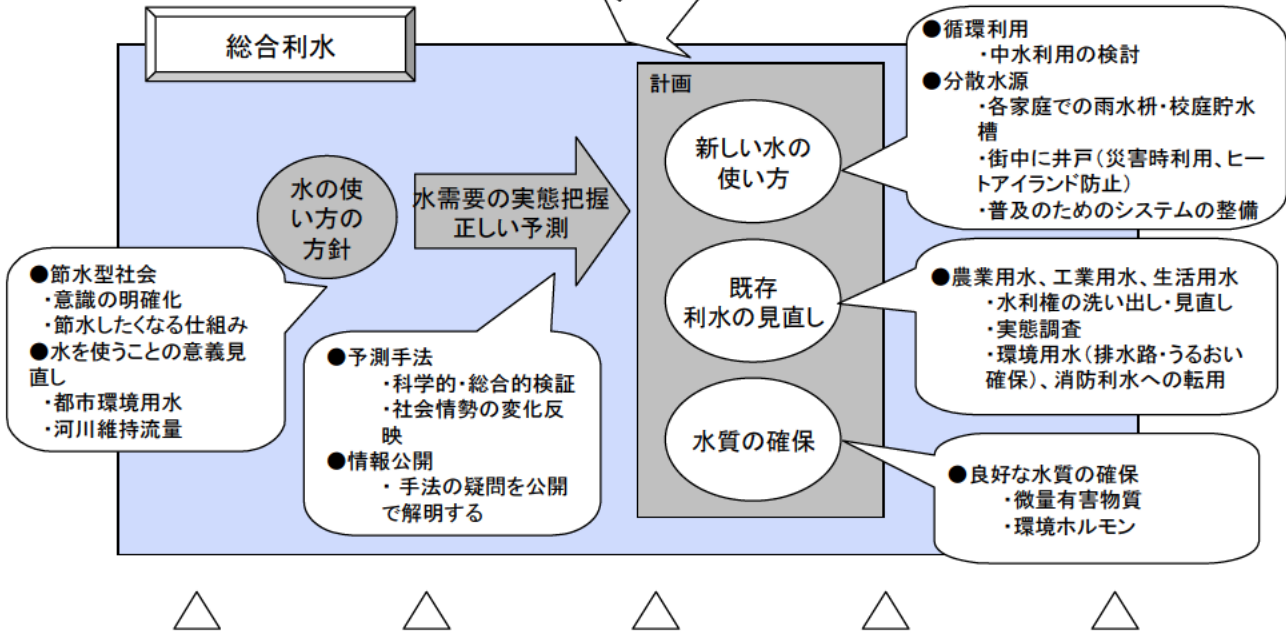
### 河畔林

河畔林については、明らかに流下障害にならなければ残していく。また、水害防御林の機能を積極的に見直し、堤防の整備に合わせて植樹を行うなどの検討を行う。

## 水利用(利水)の考え方

◆水利用の考え方は以下のとおり。

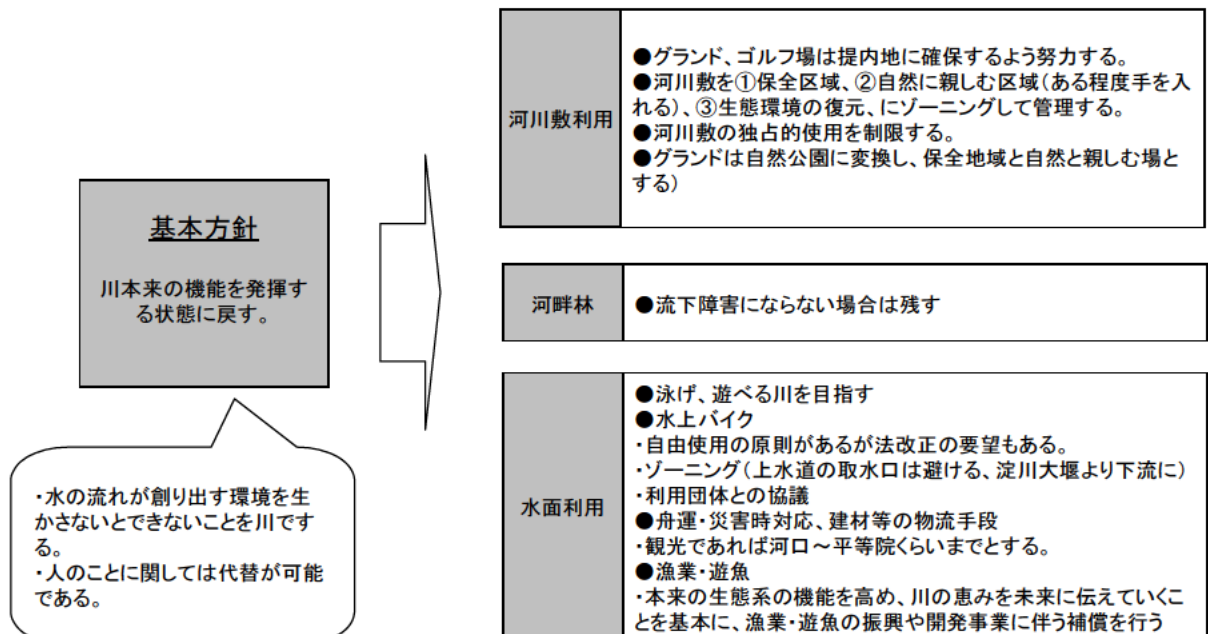
淀川に本来の水量に比べ少ない、豊かでない：  
水の取りすぎ、ショートカット、降雨量の減少



利用できる水は有限である。単なる資源ではない流域の共有の貴重な財産

## 空間利用の考え方

◆河川空間利用の考え方は以下のとおり。



## 4 . 計画策定、推進のあり方

### 4 - 1 計画策定にあたって

- ( 1 ) 住民意見の反映
- ( 2 ) 地域の歴史、文化的特性の反映
- ( 3 ) 事業の進め方
- ( 4 ) 維持管理まで含めた整備のあり方の検討
- ( 5 ) 流域全域を含んだ計画策定、推進

( 以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理する予定 )

### 4 - 2 計画推進にあたって

#### ( 1 ) 流域管理のあり方

流域管理のための多目的かつ多機能なソフト事業のあり方として、河川レンジャー、河川流域センターを整備する。

#### 1 ) 河川レンジャー ( 仮称 ) の創設、流域センター ( 仮称 ) の設置 >

##### 河川レンジャーの必要性・背景

川を見守る眼、人を増やす必要がある :

河川環境整備などの重要性が増し、河川管理者だけではできない肌理の細かい、地域に密着した川のモニタリングが必要になってきた。

川に関する地域や民の力・関心を引き出す / 巻き込む必要がある

地域のコミュニティのつながりや水防団の組織が弱体化し、核がなくなりつつある。今後、住民の参画を進めて行くためには、地域の住民、NPOなどの力を引き出し、巻き込むためのリード役が必要となっている。

川に関する知識や情報を学び・伝え・広める必要がある

人が川から遠ざかり、意識が希薄になった。今後は、川の姿・多面的な価値を伝え・広めたり、学習の指導を行うインタープリター、マネージャーの役割を担う人が必要となる。

##### 河川レンジャーの役割・機能

#### a . 『環境』保全

##### ) 川の環境保全について

- ・ 調査・研究 ( 水質調査の支援等 )
- ・ 動・植物のウォッチング、保護
- ・ 環境学習の推進

##### ) 日常的河川管理について

- ・ 河川の見回り ( 河川敷、水面、護岸等の状況の視察・報告 )
- ・ ゴミ清掃・不法投棄監視

- b. 『学習』支援
  - ) 体験学習（特に安全確保）
  - ) 環境教育
  - ) 青少年健全育成（生き抜く力）
  - ) 子どものたまり場（水辺の学校・学校5日制の受け皿）
  
- c. 『交流』促進
  - ) 情報発・受信の拠点
  - ) 川に学ぶ指導者として～活動の推進
  - ) 河川行政と地域・住民・NPOとのコーディネート、伝達
  - ) 住民参加の促進
  - ) 川づくり・まちづくり参画・支援など
  - ) 川の人材育成について（川のNPO、川の味方、未来の水や河川研究者・河川管g . 理者・河川レンジャーの人材育成
  
- d. 『水防』支援
  - ) 流域住民自らによるソフト的治水対策
  - ) 水防団活動の補完・連携・支援
  - ) 情報提供の拠点（ハザードマップや防災知識の周知等）
  - ) 住民意見や情報の収集・発信
  - ) 災害発生時のボランティア受付、人的交通整理など
  - ) 災害発生時の避難誘導

河川レンジャーの位置付け（水防団との役割分担、身分等）

河川レンジャーのミッションは環境・学習・交流を中心とし、水防については水防団の指揮のもと、その支援に回るものとする。また、河川レンジャーと連携・交流を行い、レンジャーから水防団の団員になる人を増やすなどを検討する。

対象、身分等

川や環境に関わるNPO NPO活動と兼務を可とする。

対象は青少年指導などの経験ある地域の若者、第一線をリタイヤした川を熟知した人(河川管理者OBを含む)

河川レンジャーの養成と処遇

- a. 研修・能力判定（経歴・実績・能力～コーディネート能力、指導能力）
- b. 権限の付与
  - ・管理規則に基づく指導、禁止、取り締まりの権限
- c. 報酬の支給
- d. 保険制度 レンジャーの安全担保
- e. 勤務時間 災害発生時には24時間対応も

## 2) 流域センターの設置

設置の目的

- ・河川レンジャー活動の拠点として、また、地域の情報拠点や救援・救難・避難の拠点・

連絡中継地防災資材倉庫などとしても活用。

- ・ 上下流交流・連携の推進  
水害に弱い地域に優先的に設置する。

構成

- ・ 流域センター本部（琵琶湖・淀川水系流域センター本部）
- ・ 流域センター支部（例：木津川流域センター）  
流域センターに河川フィールドミュージアムを併設
- ・ 琵琶湖・淀川水系の流域毎にそれぞれ設置する。

運営方法等

運営方法は民間が行うことが望ましいが、運営方法や整備手法等については河川レンジャーの詳細と併せて、河川管理者からいくつかの案を提出いただきたい。

## （２）情報の共有とパートナーシップ

- ・ 住民が持っている情報、知識の活用
- ・ 情報や意見が行政へ届く仕組みの検討

## （３）実施結果のフォローアップ、見直しと順応的管理

- ・ 定期的な計画の見直し（例えば５年間）
- ・ 進捗チェックリスト
- ・

## （４）河川に関する意識改革、教育

- ・ 川に学ぶ機会の創設

## （５）統合的な流域施策の推進

- ・ 他省庁（農林水産省、環境省、構成労働省等）自治体との連携と働きかけ

以上の部分は委員会とりまとめを要約・整理する予定)

(参考資料)

委員からの第13回淀川部会で提出された中間とりまとめ(案)に対する意見

原田委員(淀川部会)

---

中間とりまとめ案についての提案

環境面で、海への環境への配慮をより具体的に記すべき

具体的には、平常時の河川水の水質だけを考えるとあまり問題にならない、洪水時の河川水質を改善する手立てをすること。森林の保全・復元、農地からの流出の抑制、農薬や林薬(こんなことばあるのでしょうか)の使用の抑制(これは川にも大きく関係します)、雨の地面への浸透の促進(都市部でも)等がありえるかと思いません。

また、「本来の水位変動を回復する」手段についても、もうすこし具体的に記述すべき。

小竹委員(淀川部会)

---

意見提出が遅れましたが宜しく。

1. 汽水域 = (上流と一線を剥す必要がある)  
: 毛馬の閘門、長柄の堰堤から下流は大阪湾に到る下流は海水、大阪湾同様に干潮満潮があり、場所により潮の濃度は変化し生物に影響している。
2. 大川、中之島地域はパリ、セーヌ川同様に水の都として近代ビル群に囲まれる 石の文化、藝術の文化都市(公園)として表現してほしい。噴水、彫刻など藝術大学、卒業作品を利用する。橋の欄干等、照明燈、川縁の石段、レガッタ - ボート競技、観光船の運航等である。  
川辺の散歩道もビルの窓から見る水の都である。
3. 汽水域の本流(淀川)(上水道の取入れが終っている水域である。)
  - A. 長柄の堰堤から大阪市地下鉄迄、河川敷を家族の遊び場、スポーツ、野球の 都市公園とする。
  - B. 地下鉄御堂筋線から阪急(京都、宝塚、神戸線)鉄橋迄の右岸左岸は十三干潟(野鳥129種類)を含めて芦原の茂み一帯(河川敷を含め川面)を自然保護区(モーターボート禁止地区)、 都市国立公園特別地区として
  - C. 阪急鉄橋~十三バイパス左岸、殊に左岸は河川敷全体が災害、緊急時の船からの物資

揚陸場、ヘリポート、救助活動の場として棧橋も既に完成している。

平素はラグビー、野球、サッカー等に開放する。花火大会 8 月 3 日利用している。

D . 右岸の北岸線に沿った街路に桜並木の要望が市民の間で強く、休日には歩行者天国への動きもあり、商業の理解も得ている。

E . J R 東海道、阪急本線の交叉部における高さ制限が問題である。消防、救急車を含めて、通行障害がある。

4 . 水防、防災センター、淀川レンジャーの設置 教育、防犯、清掃、管理、広報、監視等、活動範囲も広く 24 時間を必要とする。

淀川水系全般にわたって共通的に対処する問題で、殊に汽水域では、対象人口も多く行政を越える対策が殆どで問題となる。汽水域淀川区例としては木川南小学校を対象として推進している。

以上